

令和2年度第6回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 令和2年9月24日（木） 16時00分開会
17時10分閉会

◇ **開催の場所** 女性第一・第二研修室

◇ **出席者**

教育長	杉元 羊一
委員	桃木野 聡
委員	小栗 有子
委員	立元 千帆

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	中 豊司	教育部長	大脇 俊朗
総務課長	奥 眞一	施設課長	矢崎 順一
文化財課長	池田 雅光	美術館副館長	久保田 稔
図書館副館長	有満 弓恵	学務課長	辻 慎一郎
学校教育課長	山下 聖和	保健体育課長	池田 隆
青少年課長	猿渡 功	生涯学習課長	牛堀 隆弘
少年自然の家所長	西國原 学	中央学校給食センター所長	川口 孝

◇ **書記**

総務課主幹	竹村 香帆	総務課主査	梅山 寛之
-------	-------	-------	-------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
 - 定第 29 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件〕
 - 定第 30 号議案 令和 3 年度鹿児島市立高等学校学科別募集定員を定める件
 - 定第 31 号議案 鹿児島市教育委員会に勤務する教育職員に関するセクシュアルハラスメントの防止に関する規程一部改正の件
 - 定第 32 号議案 鹿児島市立学校管理規則一部改正の件
 - 定第 33 号議案 鹿児島市立高等学校学則一部改正の件
 - 定第 34 号議案 鹿児島市立高等学校通学区域に関する規則一部改正の件
- 6 報告事項
 - (1) 令和 2 年度鹿児島市教育講演会について
 - (2) 令和 2 年度全国学校体育研究優良校・功労者について
 - (3) 市議会関係の審議結果等について
 - (4) 教育委員会関係の主な行事について
- 7 その他
- 8 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

教育長 それではただいまから、令和2年度第6回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

教育長 本日は、津曲委員が遅れてご出席されるとのご連絡をいただいておりますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の会議録署名は、桃木野委員と立元委員をお願いいたします。

4 会議の公開等について

教育長 次に、会議の非公開についてですが、定第29号議案は人事・人選等に関する案件、定第30号議案は、後日県において一斉に発表される高等学校の募集定員の案件であるため、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 議案

定第29号議案 代決処分の承認を求める件〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件〕

承認

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第30号議案 令和3年度鹿児島市立高等学校学科別募集定員を定める件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 3 1 号議案 鹿児島市教育委員会に勤務する教育職員に関するセクシュアルハラスメントの防止に関する規程一部改正の件

原案可決

教育長 それでは、定第 3 1 号議案について、引き続き辻学務課長、説明をお願いします。

事務局（学務課長） はい。議案綴りの 6 ページをお開きください。定第 3 1 号議案鹿児島市教育委員会に勤務する教育職員に関するセクシュアルハラスメントの防止に関する規程一部改正の件についてご説明いたします。本議案は、鹿児島市教育委員会に勤務する教育職員に関するセクシュアルハラスメントの防止に関する規程を改正するものです。7 ページをご覧ください。改正理由にありますように、労働施策総合推進法の改正を受けて、パワーハラスメントの防止等に関する人事院規則が制定されたこと等から、国に準じて、市長部局において現行のセクシュアルハラスメントの防止に関する規程にパワーハラスメントの防止等に関する内容を加えたことを受け、その規程を準用する鹿児島市教育委員会に勤務する教育職員に関するセクシュアルハラスメントの防止に関する規程の一部を改正するものでございます。続きまして、8 ページをお願いいたします。新旧対照表を使って、改正の内容についてご説明いたします。今回の改正は、題名、第 1 条、第 2 条、第 3 条でございます。それぞれの改正は、改正理由で説明したとおり、市長部局の規程の改正に準じてセクシュアルハラスメントのみに限定されていた規程に、セクシュアルハラスメントを加えて、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に対応できるように改正するものです。施行日は、本日の議決を受けまして、明日、令和 2 年 9 月 2 5 日としたところでございます。以上で説明を終わります。ご審議の上、決定していただきますようよろしくお願いいたします。

教育長 ただ今の説明につきまして、何かご質疑ございませんか。

委員 私が委員になってから、幸いハラスメント問題は発生していないと思いますが、実態について教えていただきたい。それから、ハラスメント防止の周知・徹底の方法や研修等があれば、併せて教えて下さい。

事務局（学務課長） はい。訴えの実態について現在把握しているものはないところです。パワハラやセクハラは、訴えやすい環境を作っておく、あるいは研修も大事であると考えております。市立高等学校においては、管理職研修を通して、各学校での研修実施についてお願いしております。

委員 事が起きてから研修を実施するよりは、事前にきちんと仕組みが確立されているということが望ましいと思います。ハラスメントする側は、意識せずやっているケースが多く、されている側はどこに相談したらよいかかわからず、言い出せないというのが実態ではないかと推測しています。被害に遭ったらすぐに連絡できる窓口や担当者を置くなど、内部の運用規則も検討されたら良いと思います。

教育長 相談窓口について、どのような指導をされているか辻学務課長、説明をお願い

いします。

事務局（学務課長） はい。委員から指摘があったように、学務課が相談窓口になりますので、周知を各課にお願いしているところでございます。

教育長 学校における窓口の周知というのはどのようになっていますか。

事務局（学務課長） はい。各学校におきましても、教頭先生や養護教諭の先生など、複数の方々に相談できる体制をとっております。また、学務課に直接相談できることも周知しております。

委員 ありがとうございます。

教育長 他にございませんか。なければ、定第31号議案については原案どおりとすることに異議ございませんか。

（異議なしの声）

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。



定第32号議案 鹿児島市立学校管理規則一部改正の件

原案可決

教育長 次に、定第32号議案について、引き続き辻学務課長、説明をお願いします。

事務局（学務課長） はい。議案綴りの13ページをお開きください。定第32号議案鹿児島市立学校管理規則一部改正の件についてご説明いたします。19ページをお願いします。改正理由は、入学通知書に指定学校以外の学校へ通う場合の記入枠を設け、区域外就学届等に関する説明を加えることで、保護者に分かりやすい内容とするものです。また、入学通知書の送付に関する広報は、個人宛への通知送付に加え、広報紙「市民のひろば」を活用しておりましたが、広報課より、個人へ通知を行うものについては、広報紙「市民のひろば」に掲載しない方針が示されたため、広報手段についての文言整理を行うものです。なお、施行日は、令和2年9月25日金曜日としております。次に20ページをお願いします。規則内の改正する箇所を示した新旧対照表です。様式第2の1（小学校）（表）については、様式第2の2（中学校）（表）の枠組みに合わせるもので、指定学校以外の学校へ通う場合の変更先学校名を記入する欄を追加します。21ページをご覧ください。様式第2の1（小学校）（裏）については、項目2・3に区域外就学及び指定学校変更についての説明を追加します。22ページをご覧ください。「6 指定学校を変更できる基準は、「市ホームページ」又は「かごしま市民のひろば1月号」をご覧ください。」の文言を削除します。また、学務課学事係と谷山分室以外の就学担当がいる窓口として、5支所の連絡先を追加します。23ページをご覧ください。様式第2の2（中学校）（表）についても、様式第2の1（小学校）（表）と同様に、指定学校以外の学校へ通う場合の変更先学校名を記入する欄を追加します。24ページをご覧ください。様式第2の2（中学校）（裏）について、項目2・3に区域外中学校より

指定学校変更についての説明を追加します。25ページをご覧ください。「6指定学校を変更できる基準は、「市ホームページ」又は「かごしま市民のひろば1月号」をご覧ください。」の文言を削除します。また、学務課学事係と谷山分室以外の就学担当がいる窓口として、5支所の連絡先を追加します。以上で説明を終わります。ご審議の上、決定していただきますようお願いいたします。

教育長 　ただ今の説明につきまして、何かご質疑ございませんか。

委員 　今回、指定学校以外の学校へ通う場合の変更先学校名を記入する欄を追加するということですが、なぜこのタイミングで改正するのか教えてください。

教育長 　辻学務課長お願いします

事務局（学務課長） はい。区域外就学届等を市民に分かりやすくするためにということが一番の理由ですが、個人宛への通知を行うものにつきましては、広報課より「市民のひろば」に掲載しない方針が示されたこともあり、今回改正しようとするものです。

委員 　わかりました。

教育長 　他にございませんか。なければ、定第32号議案については原案どおりとすることに異議ございませんか。

（異議なしの声）

教育長 　ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。



定第33号議案 鹿児島市立高等学校学則一部改正の件

原案可決

教育長 　次に、定第33号議案について、山下学校教育課長、説明をお願いします。

事務局（学校教育課長） はい。議案綴りの26ページをご覧ください。定第33号議案鹿児島市立高等学校学則一部改正の件についてご説明いたします。29ページをご覧ください。改正の理由は、性的少数者への配慮を進めるため、鹿児島市立高等学校学則にあります入学願書及び誓約書の性別記載欄を削除するものです。このことは、10月開催予定の県の教育委員会定例会においても鹿児島県立高等学校学則にあります入学願書及び誓約書から性別記載欄を削除する方針が示される予定です。また、鹿児島市立学校条例により、市立三高等学校の正式名称に「鹿児島市立」は入らないことから、入学願書と誓約書に残る「鹿児島市立」の表記を削除することも併せて提案いたします。なお、施行日は、令和2年9月25日としております。次に、30ページをご覧ください。学則内の改正する箇所を示した新旧対照表です。様式第2（その1）については、現行の様式にある性別記載欄を削除いたします。31ページをご覧ください。様式第2（その2）については、現行の様式にある「鹿児島市立」及び性別記載欄を削除いたします。32ページをご覧ください。様式第3については、

同様に、現行の様式にある「鹿児島市立」及び3か所の性別記載欄を削除いたします。説明は以上でございます。

教育長 　ただ今の説明について、何かご質疑ございませんか。

教育長 　なければ、定第33号議案については原案どおりとすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

教育長 　ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。



定第34号議案 鹿児島市立高等学校通学区域に関する規則一部改正の件

原案可決

教育長 　次に、定第34号議案について、引き続き山下学校教育課長、説明をお願いします。

事務局（学校教育課長） 　はい。議案綴りの33ページをご覧ください。定第34号議案鹿児島市立高等学校通学区域に関する規則一部改正の件についてご説明いたします。35ページをご覧ください。改正の理由としては、先ほどお諮りした鹿児島市立高等学校学則の一部改正と同様に、性的少数者への配慮を進めるため、規則にあります2様式から性別記載欄を削除するものです。また、様式第1「学区外高等学校入学志願許可申請書」については、学区外から該当する高等学校への入学を志願するための申請であることから、「志願学区名」の表記を「志願学校名」と変更するものです。加えて、学則と同様に、鹿児島市立学校条例に従って2様式に残っていた「鹿児島市立」の表記の削除をします。施行日につきましては、学則と同様に9月25日としております。次に36ページをご覧ください。規則内の改正する箇所を示した新旧対照表でございます。様式第1につきましては、現行の様式にある性別記載欄を削除するとともに、表内にある「志願学区名」を「志願学校名」に変更し、学校名から「鹿児島市立」を削除いたします。37ページをご覧ください。様式第2については、現行の様式にある性別記載欄及び「鹿児島市立」の記載を削除いたします。説明は以上でございます。

教育長 　商業科や農業科など専門学科については、全県下から自由に受験ができますが、普通科については学区が示されており、その学区外については一定の割合を示すことになっていきますので、通学区域に関する規則は、鹿児島玉龍高等学校のみが対象となります。また、それぞれの学校名には鹿児島市立学校条例により、「鹿児島市立」は付いておりません。

教育長 　他市にも市立高校がありますが、どのようになっているのでしょうか。

事務局（学校教育課長） 　はい。県内4市を調べたところ、指宿商業、出水商業、国分中央、鹿屋女子高、いずれも名称の中に「〇〇市立」が付いております。

教育長 　他にございませんか。

委員 性別記載欄削除というのは、形式面から性的少数者への配慮を進める方向の1つなんだと思いますが、今後、実質的な性的少数者への配慮を進めるということも必要だろうと思います。例えば、大人の世界では経済産業省事件のように、男性のトランスジェンダーの方が女性用トイレを自由に使用することを認めるよう提訴をして、東京地裁で女性用トイレの全面的自由使用が認められたところでもあります。今後、学校において性的少数者への実質的な配慮を進めるためにどのようなことが課題としてあり、それに対してどのように対応を進めるべきかという検討状況を教えていただきたい。

教育長 性的少数者への施設面からの配慮について、現在の検討状況は、矢崎施設課長何かありますか。

事務局（施設課長） 例えば、学校の屋内運動場などに設置している多目的トイレがあり、性別問わずバリアフリーも含めて誰でも使えるトイレということで整備しております。これを校舎の中に設置していくのかということについては検討が必要だと考えております。

委員 多目的トイレというのは、性別決定について触れていないと思います。私は女性だと思っている人に、あなたは多目的トイレしか使えませんというと、人格権を大きく損なうことになりかねないと思います。そうすると、やはり女性用トイレを使用することになる。制服の問題もあると思いますし、いろいろな面があると思いますが、学校現場で性的少数者への実質的な配慮を進める検討をそろそろしたほうが良いと思います。

教育長 他にございませんか。なければ、定第34号議案については原案どおりとすることに異議ございませんか。

（異議なしの声）

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(1) 令和2年度鹿児島市教育講演会について

教育長 次に、報告事項（1）について、山下学校教育課長、説明をお願いいたします。

事務局（学校教育課長） はい。報告事項関係資料（1）をご覧ください。8月25日に川商ホールで行われた鹿児島市教育講演会の概要についてご報告いたします。1の講演会の概要については、元新聞記者の大橋広宣（おおはし ひろのぶ）氏を講師に、演題は「僕はバリバリの発達障害！～支援のしかた・されかた～」で、大橋氏ご自身が発達障害があることから、算数の授業中などに辛い思いをした経験や、自分の長所を認め伸ばしてくれる父親や教師の存在があったからこそ、自分に自信が持てて、夢であった映画製作に関わる仕事ができるようになったことなどについてご講演いただきました。講演を聞いた教職員か

らは、「子供に大きな影響を与える仕事に携わっていることを改めて自覚し、言葉一つ一つを大事に使っていきたい」などの感想が寄せられました。参加者数ですが、新型コロナウイルス感染症対策のため、人数制限を設け、小学校469人、中学校268人、高等学校11人、幼稚園・教育委員会等から32人の計780人で行いました。裏面に新聞報道資料を添付いたしましたのでご覧ください。2は過去の講演会の概要です。以上でございます。

教育長 この件についてお聞きになりたいことがございますか。

委員 毎年、教育講演会を開催していると思いますが、これを開催する意義みたいなものは、主催者側、あるいは受ける側というのは、どのように考えているのか教えてください。今回、新型コロナウイルス感染症の関係で、人数がこれまでの半分ぐらいに減っているのは仕方がないと思いますが、オンラインで開催することがある意味常態化している状況で、今後の在り方も含めて検討できる部分もあるのではないかと思いますので教えてください。

教育長 はい。主催者側と受け手側の評価と今後のオンライン等を含めた取組ということでご質問がありました。学校教育課長いかがでしょうか。

事務局（学校教育課長） はい。主催者側としては、多面的に活躍している人の話を聞くことで、教員に対して2学期からのやる気を持たせるとか、英気を養うとか、幅広い教養を学ぶ機会になるのではないかと考えています。受ける側も、子ども達を前にしてどういう言葉を発すれば良いか、あるいはどういう教育をしていけば良いかということ深く考えるきっかけになったということ聞いております。なお、オンラインについて検討はしましたが、講師との調整の結果、このような形にしたところです。

教育長 よろしいでしょうか。他に委員の皆さんからございませんか。
(なしの声あり)

教育長 それでは、次の報告事項に移ります。



(2) 令和2年度全国学校体育研究優良校・功労者について

教育長 次に、報告事項(2)につきまして、池田保健体育課長、説明をお願いします。

事務局（保健体育課長） はい。議案綴りの38ページ、報告事項(2)をご覧ください。令和2年度全国学校体育研究優良校及び功労者について報告いたします。まず、全国学校体育研究優良校は、公益財団法人日本学校体育研究連合会が表彰主体となり、学校体育において自校の指導に成果を上げ、県や地域の学校体育の推進に貢献するとともに、2年以上に渡り継続的に調査研究が行われていることなどが選考基準となっております。本市からは、鹿児島市立明和中学校が受賞することになりました。次に、全国学校体育研究功労者は、優良校表彰と同じく、公益財団法人日本学校体育研究連合会が表彰主体で、学校体育の研

究・実践において成果を上げるとともに、県や地域において模範となり、学校体育に20年以上携わり、且つ退職者を含む55歳以上であることなどが選考基準となっております。本市からは、玉泉眞二（ぎょくせん しんじ）前鹿児島市立清和小学校長と、野田浩一（のだ こういち）前鹿児島市立吉野中学校長が受賞することになりました。なお、表彰式は、11月12日の第59回全国学校体育研究大会福井大会全体会の場において行われる予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。現在、県において表彰伝達の間を検討しているところです。以上で報告を終わります。

教育長 この件に関してお聞きになりたいことがございますか。

（なしの声あり）

教育長 それでは、次の報告事項に移ります。



(3) 市議会関係の審議結果等について

教育長 次に、報告事項（3）につきまして、中管理部長、説明をお願いします。

事務局（管理部長） 報告事項（3）市議会関係の審議結果等についてご説明いたします。令和2年第3回市議会定例会が9月2日から開会されており、来週の9月28日月曜日が最終本会議の予定です。本会議の代表質疑・個人質疑におきましては、教育委員会関係は120問の質問がございました。主なものにつきましては、学校における新型コロナウイルス感染症対策と学習保障・施設設備の改善と課題、コロナ禍における学校教育への影響と対策、本市の過大規模校の課題などについて質問があったところです。市民文教委員会では、第41号議案としてタブレット端末の購入と補正予算の審議が行われました。補正予算については、8月の教育委員会定例会で委員の皆様にご説明しましたが、増額補正が生じる事業は、いずれも国の補助決定等に伴い予算化したもので、スクール・サポート・スタッフの配置、学校教育指導事業、ICT環境整備事業、感染症対策・学習保障等対策事業、学校臨時休業に係る給食関係事業者支援補助金、これらを新型コロナウイルス感染症対策として実施するものでございます。報告事項については、第四次鹿児島市子ども読書活動推進計画に係るパブリックコメント手続の実施について報告したところです。説明は以上です。

教育長 この件に関してお聞きになりたいことがございますか。

（なしの声あり）

教育長 それでは、次の報告事項に移ります。



(4) 教育委員会関係の主な行事について

教育長 次に、報告事項（４）につきまして、中管理部長、説明をお願いします。

事務局（管理部長） 教育委員会関係の主な行事につきましてご説明いたします。市立美術館において、特別企画展「乙女のモダンデザイン～大正イマジュリィの世界～」を、１０月２日から１１月１５日まで開催します。「キスリング展」を夏に開催しましたが、今回と同程度の期間で、新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら約１万２，０００人に観覧いただきました。次に、市立高等学校体育祭、市立中学校体育大会、市立小学校運動会が記載の日程で開催済み、または開催予定となっております。教育長以下視察に行っておりますが、基本は午前中に終了するよう種目を精選したり、家庭からの参加者が２人以内とするなど、新型コロナウイルス感染症対策として、学校ごとに工夫をこらして実施している状況です。最後に、市郡中学校駅伝競走大会が、９月２９日に桜島溶岩グラウンド周回コースにおいて開催されます。説明は以上です。

教育長 この件に関してお聞きになりたいことがございますか。

教育長 よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

教育長 議案等は以上です。

委員の皆さんから何かございましたら、ご意見等いただければと思います。

委員 市民のひろば９月号を拝見させていただきました。６月の定例会の場で、公民館事業に関連して高齢者向けのＩＴ関係講座の企画について意見を申し上げましたところ、９月はＩＴ関係の講座がかなり増えておりました。その上で伺いたいことがあります。内容を拝見しますと、エクセル講座が結構ありましたが、ニーズをどのように把握されているのかということをお教えてください。今の高齢者のニーズは、町内会等の案内づくりとか、孫とオンラインで話すこととか、スマホを使ったネットショッピングのやり方などのニーズがあるのではないかと思います。いろいろなニーズがあると思いますが、今はスマホに関するニーズも高いのではないかと思いますのでお伺いします。

事務局（生涯学習課長） ニーズの把握については、公民館の前期講座や夏季講座を受けた講座生の方々にアンケートを取りました。その結果、やはり委員がおっしゃったように、エクセル講座やはじめてのスマホ講座は高齢者の方々も楽しみにされており、このような講座は必要と考えているところでございます。

教育長 他に委員の皆さんからございませんか。

委員 先ほどハラスメント規程の改正の件がありました。今後、研修をされるというお話もありました。そこで情報提供したいと思います。研修においては、具体的な事例を用いて説明しないと、おそらく耳に入ってこないと思います。そこで参考になる事例があります。それは、神戸市立東須磨小学校の激辛カレーを無理やり食べさせたという事件の報告書です。現在もネットにアップされています。これを見ると、１００以上のハラスメント行為があったわけですが、その行為があつて、なぜ２年も３年も被害者は通報窓口が神戸市にあるのに通

報しなかったのか。そして、なぜ、そういういじめが2年も3年も継続して行われたのか。もちろん加害者のモラル欠如、あるいは管理者の管理能力の欠如ということになると思いますが、具体的にどういう部分が問題だという深い考察が行われているので、ぜひ研修を行う際には、東須磨小学校の調査報告書を読んでいただいて、それを用いるかどうかは別にして、ハラスメントは通常出てこないというのが問題であって、出てこないものをどうするかというと、結局、発生させないようにするしかないのですが、それをどうするかというのが、東須磨小学校の調査報告書を見れば1つの解答が得られるのではないかと思います、情報提供したところです。

教育長 ありがとうございます。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

7 その他

教育長 最後に、事務局から何かありますか。

事務局 それでは、次回の日程についてご連絡いたします。次回の教育委員会定例会は、10月23日金曜日16時からを予定しております。以上でございます。

8 閉会

教育長 以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。ありがとうございました。

【以上】